

平成26年度第2回経営協議会議事要録

日 時 : 平成26年11月13日(木) 13:30 ~ 15:45

場 所 : 大会議室

出席者 : 谷口 功、山中 至、原田 信志、両角 光男、安部 眞一、倉田 裕、山崎 広道、
大谷 順、竹屋 元裕、江口 吾朗、岡村 宏、小栗 宏夫、桑野 幸徳、郷 通子、
田川 憲生、船津 昭信、星子 邦子、吉丸 良治

欠席者 : 谷原 秀信、村田 信一

陪 席 : 三浦 昭、立石 和裕、伊原 博隆、山縣 ゆり子

議 題

1. 学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正に伴う国立大学法人熊本大学法人基本規則の一部改正について

議長から、学校教育法及び国立大学法人法等の改正に伴う本会議の委員構成の見直しについて、本学法人基本規則を改正する必要があるため審議願いたい旨提案があった。

次いで倉田理事から、資料1に基づき、学校教育法及び国立大学法人法等の改正概要（主に本会議の委員構成に係る規定）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、本会議の学外委員を過半数にすることに伴う本会議の委員構成数の見直しについて、また、仮に、学内委員を減らしたことに伴う附則第2項の規定の取扱いについては、それぞれ一任願いたい旨付言があった。

2. 国立大学法人熊本大学の中期目標及び中期計画の一部変更について

議長から、資料2に基づき、地(知)の拠点整備事業(COC)の採択に伴う中期目標及び中期計画の一部変更について審議願いたい旨提案があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、本件については、11月27日開催の教育研究評議会及び役員会の議を経て文部科学省へ変更申請することになるが、変更申請の過程における文言等の修正については一任願いたい旨付言があった。

3. 龍神橋架け替え事業に伴う資産の譲渡について

議長から、熊本市が白川災害対策緊急事業の一環として実施する龍神橋架け替え事業等により、本学黒髪キャンパスの一部が計画地になったことに伴う資産の譲渡について審議願いたい旨提案があった。

次いで倉田理事から、資料3に基づき、本事業の概要等について説明があり、審議の結果、原案のとおり、熊本市と資産の譲渡について協議を進めていくことが了承された。

報告連絡

1. 寄附講座の設置期間更新について

議長から、資料4に基づき、次のとおり寄附講座の設置期間を更新することとなった旨報告があった。

- ・医学部附属病院「消化器癌集学的治療学寄附講座」

更新期間：平成26年10月1日～平成29年9月30日

(意見交換の概要は次のとおり。◇は委員からの質問・意見、◆はそれに対する回答等)

◇ 年間2,000万円の内訳はどのようになっているか。

◆ 約1,500万円が人件費、残りが研究費等となっている。

2. 国立大学法人熊本大学業務方法書の変更の認可について

議長から、資料5-1・5-2に基づき、文部科学省へ認可申請をした国立大学法人熊本大学業務方法書の変更について、平成26年9月1日付けで認可された旨報告があった。

3. 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について

議長から、平成25年度に係る業務の実績について、11月5日付けで国立大学法人評価委員会から評価結果の通知があった旨報告があった。

次いで安部理事から、資料6に基づき、評価結果の概要について説明があった。

4. 平成25事業年度財務諸表の承認について

議長から、平成25事業年度財務諸表について、9月25日付けで文部科学大臣から承認された旨報告があった。

次いで事務部から、資料7に基づき、各財務指標の分析結果等について説明があった。

(意見交換の概要は次のとおり。◇は委員からの質問・意見、◆はそれに対する回答等)

◇ 財務分析の一つの指標として、医学部附属病院を有していない大学との比較検討ができるように、医学部附属病院を除いた財務分析をしてみてもどうか。これにより、医学部附属病院への財務的な依存度が判断可能ではなからうか。

◆ 今後、検討したいと思う。本学の予算は、附属病院関係の経費が大学全体の約半分である。

意見交換

1. 機能強化への取り組みについて

議長から、資料8に基づき、①スーパーグローバル大学創成支援事業の構想概要、②国際先端医学研究機構と大学戦略会議の設置による機能強化及び構造改革、③法曹養成研究科の現状等の3点について説明があり、種々意見交換が行われた。

(意見交換の概要は次のとおり。◇は委員からの質問・意見、◆はそれに対する回答等)

◇ 国際先端医学研究機構は、網羅的に生命科学分野の研究を行うわけではないのか。

◆ 当初は、生命科学分野全体を網羅し、そこから次の研究拠点になるような優秀な人材を育成するという構想であったが、文部科学省との協議の中で、数点中心となる研究を出すよう指摘があり、エイズを始めとするレトロウイルス関係の感染領域、発生医学を中心とした造血領域、老化を標的とした新融合領域の3つの分野を最初の5年間は重点的に行う構想とな

った。

- ◇ 法曹養成研究科は、約 4,000 万も予算を減らされるとなると、今後、発展的に教育することは不可能と思われる。全国平均に比べて、司法試験合格率が低かった原因・理由があるはずであり、早急に大学としての方針を決定すべきと思われる。
- ◆ 文部科学省は、法曹養成研究科に関するヒアリングを実施し、よいプログラムであれば予算を補填するとしているが、本学の司法試験合格率等、非常に数字が低いという現実では、厳しい評価がなされているところである。
- ◇ スーパーグローバル大学創成支援事業は、非常に多くの取組を行わなければならないため、優先順位をつけて、具体的に今年度やることを決めた方がよいのではないと思われる。
- ◇ 法曹養成研究科については、社会的に弁護士が飽和状態となってきたことも考えると、撤退することも範疇に入れて考えなければならないと思われる。
- ◇ 法曹養成研究科は、約 4,000 万予算が削減されるため、その削減された予算の獲得に向けて、具体的に動いた後に、何かしら検討する予定なのか。
- ◆ 入学手続きなどの状況を見て、総合的に判断したい。
- ◇ グローバル化は、大学だけが改革を求められているわけではなく、日本の産業界・行政も含めて、日本全体がグローバルの波の中で生き延びていくにはどうしたらいいかを考えなければならないと思われる。熊本大学は、グローバル化については、スーパーグローバル創成支援事業にも採択されたため、今後、更に議論を深め、戦略的・実務的に大きな変革を遂げていく必要があると思われる。
- ◇ 現在、弁護士になっても仕事がない状況になっている。法曹養成研究科については、社会的な要請が減少してしまったという現実も含めて、議論をしていくべきだと思われる。
- ◇ 予算がついたから様々な事業を展開する、それで何とかするという時代ではなくなっていると思われる。大学が日本の中で、或いは世界の中で、どうなっていくのか、そのような大きな視点で考えて頂きたい。
- ◇ 熊本県の留学生数は、九州でも 5 番目である。これは、大学だけの責任ではなく、行政・経済界も含め、熊本という地域が、世界に目を向けるのが遅れたからだと思っている。今回、熊本大学がスーパーグローバル創成支援事業を獲得できたというのは、国際化の弾みをつける意味でも大きな意味があると思っている。
- ◇ スーパーグローバル創成支援事業と国際先端医学研究機構は、別々の事業ではなく、連動して実施できないのであろうか。
- ◆ 予算執行上は分類せざるを得ないが、国際化という目的から考えると、それぞれ独立した事業ということにはならない。大学の中で、様々な連携を取りながら効率的に実施していきたいと思っている。
- ◆ スーパーグローバル創成支援事業は、基本的に学部教育の国際化を中心としている。国際先端医学研究機構は、研究を中心としているが、外国の優秀な研究者を招致し、その研究を大学院教育や学部教育へと国際化を浸透させていくことを最終構想としている。最終的な目標については、多様性に富んだ人材を育成する観点からは同じであると思っている。
- ◇ 弁護士になっても生活できないという状況を考えると、熊本大学が延々と続ける必要はないのではないかとと思っている。社会のニーズがなくなってきたということであり、いつまでもエネルギーを割く必要は全くないと思っている。
- ◇ 以前から議論になっているが、留学生や海外からの研究者のための寮を、早急に行政も巻き込んで作るべきではないか。
- ◆ ぜひ作りたいたいと思っているが、財源がない。学生寮は整備したが、研究者の寮がなく、整

備していかなければいけないと思っている。他の面でも色々とハード面で足りないものがあり、同窓会とも相談しながら進めていきたい。また皆様にもご尽力・ご助力いただければありがたい。

- ◇ 学部と研究の二点において国際化を進めることは、非常によいことであると思う。何となくグローバルと言葉だけ言っていてグローバル化したような気になりがちだが、本質的なことをしっかり認識させることが大学の中でも必要だと思う。国際先端医学研究機構の理念・目的における第一フェーズの重点ミッションというのは、当面やることを記載しているのか。
- ◆ 第一フェーズは大体5年間を考慮しており、研究者には研究に専念させるシステムをとっている。そこで、違った分野を切り開いていく能力のある人材が育っていく可能性があり、その場合に、第二フェーズで重点的に強化していくという構想がある。また、機構の下に医学部、発生医学研究所等があり、そこで一つの核となるような研究が芽生えてくる可能性がある。そうなった場合、そこを引き伸ばすために、研究機構を利用して人材を配置する。人材が育った後は、各学部等に戻って新たな研究のグループを作ってもらい、そのような構想の下、第一フェーズを設定している。
- ◇ 海外では、時に企業間交渉に弁護士が登場する。日本では、大企業を含めて、企業にはほとんど弁護士はいない。給与等の問題があるため難しいが、産業界のレベルを上げて、企業に弁護士がいるというのは、国際的な形であると思う。そういう意味では、法曹関係の需要は、まだあると思っている。
- ◆ 法科大学院が作られた当初は、日本は全体的に弁護士の数が足りない、せめて人口比からいってフランス並みにしようということだったのだが、到底その数には達していない。それは、法曹の仕事が国際化しなかったからである。日本独自の法曹の仕事の範囲で、若干仕事の幅が広がった程度で、そのような状況であれば、数的にこれ以上増やすことは限界であろうと、制度設計の根幹の部分の崩壊しつつあると思われる。
- ◇ 熊本大学卒業の国際弁護士又は国際弁理士はいるのだろうか。国際特許等の問題は、日本だけでは対応できない時代であり、グローバルな視点を持った人材が必要である。東京だけではなく、九州、特に熊本にそういう人材がいるとよいのではないかと考えている。
- ◆ 本学の法曹養成研究科修了者で、海外で活躍している人はいる。熊本では、残念ながら、法曹に関する国際的な仕事がほとんどない。
- ◇ 地域と世界を繋ぐということは、今後特に重要になってくると思われるため、教養教育の中で地域を知るという機会を作ってみてはどうだろうか。
- ◆ 地域学については、今後、種々検討しながら構築していくことになると思っている。スーパーグローバル大学創成支援事業も含め、様々なところと連携しながら、プログラムを作っていきたいと考えている。
- ◇ 熊本大学に留学生が多く来てもらうためには、世界的に素晴らしい教授が出てくればよいと思っている。世界に冠たる研究が出てくれば、文系、理系を問わず、留学生は集まるはずである。
- ◇ グローバル化に関する構想の概念を具体化していくにあたっての仕組みを教えてください。
- ◆ 国際先端研究拠点であれば、実行部隊となる組織を設置し、そこが主導することを考えている。当然、最終責任は学長にあるという形の組織作りをしている。

以 上

○ 次回開催 : 平成27年1月8日(木) 13時30分から

<配布資料>

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正に伴う国立大学法人熊本大学法人基本規則の一部改正について ほか |
| 資料2 | 国立大学法人熊本大学の中期目標新旧対照表 ほか |
| 資料3 | 龍神橋架け替え事業についてのご協力をお願い ほか |
| 資料4 | 寄附講座の設置期間更新について |
| 資料5-1 | 国立大学法人熊本大学の業務方法書の変更の認可について |
| 資料5-2 | 国立大学法人熊本大学業務方法書新旧対照表 |
| 資料6 | 平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果 |
| 資料7-1 | 平成25事業年度財務諸表の承認について(通知) |
| 資料7-2 | 熊本大学の財務分析(財務指標の推移) |
| 資料8 | 機能強化への取り組みについて |
| 席上配布 | 財務レポート |
| 席上配布 | 熊大辞典 |